

豊洲シビックセンター いよいよ9/24(木)オープン

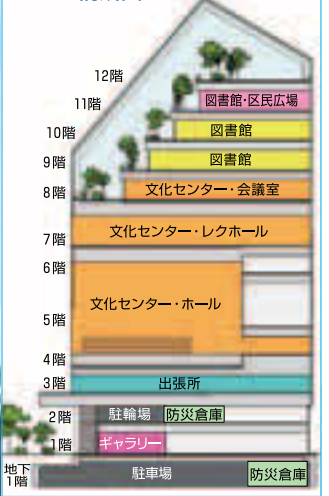
特別出張所、文化センター、図書館等の複合施設



豊洲駅前に整備を進めてきた「豊洲シビックセンター」が9/24(木)についてオープンします。発展が続く区南部地域における新たな拠点施設として、特別出張所、文化センター、図書館等の機能を備えた複合施設です。

[所在地] 豊洲2-2-18
[敷地面積] 約3,300㎡
[建物規模] 地上12階、地下1階

フロア構成図



▲区南部地域の拠点として、多くの区民が集い、憩える施設です

豊洲特別出張所 (3階)

名称を「豊洲出張所」から「豊洲特別出張所」と変更し、これまでの機能に加え、新たに戸籍の届出の受付や子育て支援関係の業務も行います(詳細3面)。また、区役所本庁舎と同様、毎週水曜は19:00まで開庁時間を延長するとともに、毎月第3日曜(3月は第4日曜)に日曜窓口を開設し、利便性を高めます。入園相談は平日のみ17:00までです。なお、豊洲区民館は廃止となります。
☎ 豊洲出張所 ☎3531-6316



▲広々とした待合スペース

このほかに...

- 3階に高齢者の相談窓口「豊洲長寿サポートセンター」が移転します ☎ ☎5859-0566
- 8階に保護司の更生保護諸活動の拠点として、更生保護サポートセンターを開設します(10/1(木)～) ☎ 青少年課青少年係 ☎3647-9813
- 建物周囲や壁面だけでなく、8階から屋上にかけて階段状に樹木を植え、里山をイメージした連続した緑化空間を創出しています
- 太陽光パネルや雨水利用の機能などを備え、高水準の環境性能を実現します
- 災害時の備えとして防災倉庫を設置します

豊洲文化センター (1,4~8階)

1階ギャラリーのほか、音楽練習室、レクホール、サブ・レクホール、研修室8室、和室、茶室など多種多様な施設を備え、利用者の需要に応えます。5階の300席のホールには、外が見える開閉パネルが備えられ、景色を見ながら音楽などを楽しむ演出もできます。また、常設されるピアノ「FÁZÍOLI」は都内の文化施設では唯一のもので、☎ 豊洲文化センター ☎3536-5061(9/14(月)までは移転作業のため、つながりません)



▲レインボーブリッジも見えるホール



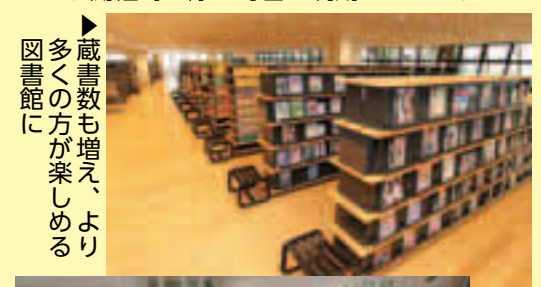
▲音楽練習室

▼サブ・レクホール

豊洲図書館 (9~11階)

9階は静かな読書環境の一般のフロア、10階は児童とティーンズのフロア、11階の一部には「おはなしのへやキッズ(※)」を配置します。自動貸出返却や予約資料の自動受取システムを導入し、フロアマネージャーを置くなど、誰もが使いやすい図書館となります。☎ 豊洲図書館 ☎3536-5931(9/14(月)までは移転作業のため、つながりません)

※絵本や遊具、知育玩具などを用意し、音を出して遊びと読書が楽しめる、主に乳幼児と保護者を対象とした施設。またキッズボランティアが、「この本を読んでほしい」といった読書要望等に応えます。9:00から16:30まで、休館日・イベント開催時を除き毎日ご利用できます。



▶蔵書数も増え、より多くの人が楽しめる



▲おはなしのへやキッズ

臨時福祉給付金

12月28日(月)までに申請を

支給対象となる可能性のある方には申請書を送付
消費税率の引上げに伴う負担の影響を緩和するため、所得の低い方に、臨時福祉給付金を支給します。詳細は、区や厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

申請書の送付

9月7日から順次、支給対象となる可能性のある方へ申請書をお送りしています。申請書に記載されている誓約・同意事項をご確認のうえ、了承いただければ、手続きをお願いいたします。申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。なお、振込口座を新たに指定する場合や代理人が申請する場合など、提出書類が必要な場合もあります。記入例を記載した「お知らせ」を同封していますので、ご参照ください。

申請書の送付

○平成27年度の都民税・区民税
ある方
○平成27年度の都民税・区民税
ある方



▲区がお送りする、平成27年度の申請書が入った封筒

都民税・区民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

[給与所得者]		[公的年金等受給者]	
区分	非課税限度額(給与収入ベース)※	区分	非課税限度額(年金収入ベース)※
単身	100万円	単身	65歳以上 155万円 65歳未満 105万円
夫婦	156万円	夫婦	65歳以上 211万円 65歳未満 171.3万円
夫婦(子1人)	205.7万円		
夫婦(子2人)	255.7万円		

※生活保護基準の1級地(23区等)における非課税限度額

申請期限までに申請書を出し、給付金の支給ができませんので、お早めに提出してください。
[申請期限] 12月28日(月) 消印有効
臨時福祉給付金の支給を装った振り込め詐欺等にご注意を
区が皆さんに次のようなお願いをすることはありません。
○銀行・コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機) 操作をお願いすること
○ATMを自分で操作して、区からの給付金を振り込んでもらうこと
○給付のために手数料などの振込みをお願いすること
区や厚生労働省等の職員を名乗って、自宅への訪問や不審な電話がかかってきた場合は、迷わず最寄りの警察署、または警察相談電話(9110)にご

連絡ください。
区役所8階に相談窓口を開設
申請開始に合わせ相談窓口を開設します。なお、受付開始当初2週間程度は混雑が予想されますので、ご注意ください。
[場] 区役所8階エレベーターホール [受付時間] 午前9時～午後5時15分(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
※水曜は午後7時まで
※なるべく公共交通機関をご利用ください。

平成28年度 江東きつぎずクラブ

新たに6校開設し39校で実施

区では、現在、放課後等に子どもが安全で安心して過ごせる「江東きつぎずクラブ」を33の小学校で実施しています。
平成28年度からは、下表のとおり、新たに6校で新規開設し、39の小学校で実施することになります。
平成29年度までは、区内全小学校で江東きつぎずクラブを導

入する予定です。
江東きつぎずクラブには、放課後の遊び・学びの場を提供するA登録(小学1～6年生対象)と、就労世帯等の保護者に代わって育成をする学童クラブ機能のB登録(小学1年～3年生・障害等のある児童は4～6年生も対象)があります。新規開設校のうち、川南小学校と第

臨時福祉給付金の問合先

※いずれも通話料がかかります。

- 江東区臨時福祉給付金コールセンター
☎0570-08-9292
(9:00～17:15(土・日曜、祝日、年末年始を除く))
- 厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)
☎0570-037-192
(9:00～18:00※12/21(月)以降は平日のみ)

高齢者インフルエンザ予防接種

重症化予防の効果が高いワクチンに変更、自己負担額は2,500円に

例年、10月1日から実施している高齢者インフルエンザ予防接種のワクチンが、今年から国の方針を受け、より高い重症化予防効果が期待できるワクチンに変更されます。これに伴い予防接種の自己負担額が2,500円となります。

接種期間 10月1日(木)～平成28年1月31日(日)

[接種の方法] 9月25日(金)以降、順次発送する接種予診票を江東区契約医療機関に提示することで、予防接種を受けられます。

[接種期間] 10月1日(木)～平成28年1月31日(日)

[費用] 下表のとおり

対象者	自己負担額
①75歳以上の方	無料
②65歳～74歳の方	2,500円
③60歳～64歳のうち身体障害者手帳1級で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方	2,500円
②③のうち、生活保護受給中の方、中国残留邦人等の支援給付受給中の方	無料

保健所保健予防課感染症対策係 ☎(3647)5879

5年に一度の国勢調査にご協力を

回答は「インターネット」または「調査票を郵送」のいずれかで

国勢調査は、日本国内に住むすべての人(外国人を含む)と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて、5年に一度実施され、今回で20回目の調査になります。

インターネット回答は 9月20日(日) まで受付中

「インターネット回答の利用案内」を国勢調査員が全世帯に配布します。9月20日(日)までに、パソコンやスマートフォン等で回答をお願いします。

三砂町小学校は、B登録の専用スペースの確保が困難なため、当面はA登録のみを実施し、B登録は近隣の学童クラブで対応します。詳細は、10月中旬から各小学校で実施する予定の保護者説明会等でご案内します。

児童の募集

○A登録
平成28年3月募集開始予定

○B登録
学童クラブの募集と同時期(12月)を予定

☎(3647)9308

平成28年度江東きつぎずクラブ新規開設校

学校名	所在地
南陽小学校※	東陽2-1-20
川南小学校☆	千石2-9-12
第二亀戸小学校★	亀戸6-36-1
第四大島小学校※	大島6-7-8
第三砂町小学校☆	南砂6-3-13
小名木川小学校	北砂5-22-10

※校内の現学童クラブをB登録へ移行
☆A登録のみ実施
★江東きつぎずクラブ二亀の開設により、大島六丁目学童クラブを休止

国勢調査の問合先

※いずれも通話料がかかります。

[調査票の配布や提出方法について]
江東区国勢調査コールセンター
☎3647-8562
(土・日曜、祝日を除く9:00～17:00※10/9(金)まで)

[調査票の記入方法や国勢調査全般について]
総務省国勢調査コールセンター
☎0570-07-2015(ナビダイヤル)、☎4330-2015(IP電話)
(8:00～21:00※10/31(土)まで)

紙の「調査票」は9月26日(土)以降に調査員が配布

9月20日(日)までにインターネットで回答がなかった世帯に、9月26日(土)以降、紙の「調査票」を国勢調査員が配布します。えんぴつ、シャープペンシル等で記入し、「郵送提出用封筒」で10月7日(水)までに郵便ポストへ投かんしてください。※皆さんの個人情報統計法により保護されます。

※調査員を装った「かたり調査」にご注意ください。

紙の「調査票」は9月26日(土)以降に調査員が配布

9月20日(日)までにインターネットで回答がなかった世帯に、9月26日(土)以降、紙の「調査票」を国勢調査員が配布します。えんぴつ、シャープペンシル等で記入し、「郵送提出用封筒」で10月7日(水)までに郵便ポストへ投かんしてください。※皆さんの個人情報統計法により保護されます。

※調査員を装った「かたり調査」にご注意ください。

「豊洲特別出張所」が開設 戸籍の届出や子育て関係の 手続きなど業務を拡大

9/24(木)～

豊洲シビックセンターのオープンに伴い、「豊洲特別出張所」を開設します。従来の出張所の業務に加え、日本国籍の方の出生・婚姻・死亡・転籍の届出の

ほか、児童手当の申請など一部の子育て関係の手続き、保育園の入園相談など利便性の向上につながるよう業務を拡大します。詳細は左表をご覧ください。

担当部署	分類	処理内容	出張所	特別出張所
区民課	住民異動に関する業務	転入	○	○
		転出	○	○
		転居	○	○
		職権修正	○	○
		世帯変更届	○	○
	戸籍の届出に関すること※	出生届	○	○
		婚姻届	○	○
		転籍届	○	○
		死亡届	○	○
		埋葬・火葬許可に関する業務	○	○
戸籍関連証明書の交付業務	戸籍謄抄本等の交付業務	○	○	
	戸籍の附票の写しの交付業務	○	○	
	平成改製原交付業務	○	○	
	除籍謄抄本(コンピュータ化後)交付業務	○	○	
	不在籍証明書の交付業務	○	○	
	受理証明書の交付業務(当日受付のみ)	○	○	
	届書記載事項証明書の交付業務(当日受付のみ)	○	○	
	児童手当の申請に関する業務	申請・変更・現況届	○	○
		子ども医療費助成の申請に関する業務	○	○
	子育て支援課	申請・変更・再発行・医療費払戻	○	○
保育課	保育園の入園相談	○	○	

※離婚や養子縁組の届出等および外国人の方の届出は取り扱いません

敬老の日は区内銭湯へ 高齢者のごどもは入浴料無料

9/21(月・祝)

9月21日(月・祝)は敬老の日です。

この日、65歳以上の方と小学生以下の方は区内の銭湯を無料で利用できます。銭湯の良さを実感してみてください。対象の方は、各浴場でその旨を伝えてご利用ください。

消費者センター
☎(5683)0321

浴場名	所在地	浴場名	所在地
第二和泉湯	牡丹2-4-6	第二久の湯	大島1-36-6
白山湯	枝川1-6-15	らん湯	大島2-37-7
金春湯	東陽1-6-9	竹の湯	大島7-7-3
第一弁天湯	東陽1-25-10	春の湯	大島7-25-14
ニュー松の湯	東陽3-12-11	竹の湯	北砂3-25-8
辰巳湯	三好1-2-3	亀の湯	北砂4-20-25
常盤湯	常盤2-3-8	丸八湯	北砂6-7-3
竹の湯	森下4-9-18	文化湯	北砂6-14-8
亀の湯	猿江1-18-9	久の湯	南砂1-14-9
日の出湯	住吉2-5-14	喜楽湯	南砂4-15-19
天神湯	亀戸3-11-10	藤の湯	東砂3-18-17
隆乃湯	亀戸5-9-7	旭湯	東砂7-15-1
富山湯	亀戸6-49-14	不二の湯	東砂8-20-16

戸籍係 ☎(3647)3163
出張所の業務に関すること豊洲出張所 ☎(3531)6316
子育て関係の手続きに関すること子育て支援課給付係 ☎(3647)4754
保育園の入園相談に関すること保育課入園係 ☎(3647)4934

国民年金の届出を忘れずに 会社を退職・配偶者扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所へ加入の届出が必要です。

- ①会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)
- ②厚生年金等加入者に扶養されなくなったとき
- ③外国から転入したとき
- ④外国へ転出したとき(任意加入)※区役所でのみ受付
- ⑤会社等に勤めていない方が20歳になったとき
- ⑥年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき

江東区地域密着型 介護施設のご利用を

少人数登録制の多機能ホーム・緊急時のシルバーステイ

多機能ホーム新砂
少人数の登録制で、通所を中心に宿泊や訪問の介護サービスを提供します。

シルバーステイ
シルバーステイは、介護を必要とする高齢者をその家族が一時的に介護することができない場合に、専用居室で介護を行う区独自のサービスです。介護保険の要介護認定を受けていない方でも利用できます。

要介護(要支援)更新認定
調査は民間事業者、長寿サポートなどが実施

区では介護保険法に基づき、要介護(要支援)認定の更新にかかる調査を指定居宅介護支援事業者等へ委託しています。

委託先
○指定居宅介護支援事業者
○長寿サポート
○介護保険施設
※初めて要介護(要支援)認定の申請をした場合の認定調査は、

加入するとき
※⑤⑥以外の届出は、年金手帳等基礎年金番号が記載された書類が必要です。その他の必要添付書類はお問い合わせください。

また、厚生年金等に加入するとき、国民年金第3号被保険者となる(厚生年金等に加入する配偶者の扶養になる)ときは、勤務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合があります。ご注意ください。

厚生年金・国民年金第3号被保険者等の問合せ先江東年金事務所(亀戸5-16-19)
☎(3683)1231

区民課年金係
☎(3647)1131

※このほか、空室状況等により利用可能な場合があります。

費用 1日あたりサービス料3,000円、滞在費1,600円
※その他実費負担あり
※いずれも場江東区地域密着型介護施設(新砂3-11-11) 申込・相談
(社福) こうほうえん ☎(5677)1331
FAX(5677)2017
福祉課施設整備支援係 ☎(3647)4331

要介護(要支援)更新認定
調査は民間事業者、長寿サポートなどが実施

区では介護保険法に基づき、要介護(要支援)認定の更新にかかる調査を指定居宅介護支援事業者等へ委託しています。

委託先
○指定居宅介護支援事業者
○長寿サポート
○介護保険施設
※初めて要介護(要支援)認定の申請をした場合の認定調査は、

中川大橋改修工事に伴う交通規制 10/1(木)から旧中川水辺公園内は一部通行止め

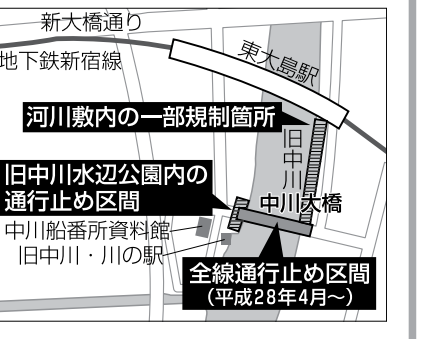
老朽化した中川大橋の耐久性を向上させるため、9/24(木)から平成29年3/10(金)まで補修・補強工事を行います。

この工事に伴い、10/1(木)から平成28年3/31(木)まで旧中川水辺公園は中川大橋付近が一部通行止めとなります。

また下記の区間は、平成28年4月から約1年間、車両および歩行者の通行止め規制を行います。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、迂回をお願いします※天候等の理由により期間を変更する場合があります【規制区間】中川大橋の架かっている大島九丁目～江戸川区小松川一丁目間

詳細は、区ホームページをご覧ください。今後も、より良い道路整備に向け、安全かつ慎重に工事を進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします

道路課橋梁係 ☎3647-9684



牡丹町公園を閉鎖 9月下旬～3月末 改修およびちどり橋撤去のため

牡丹町公園は施設老朽化に伴う改修工事のため、9月下旬から3月末まで全面閉鎖となります。また、改修工事に併せて老朽化したちどり橋を撤去するため、古石場川親水公園の園路が一部通行止めとなります。

閉鎖期間および通行止め期間の詳細については、区ホームページをご覧ください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします

河川公園課工事係 ☎3647-2089



区または江東区社会福祉協議会のいずれかが行います。

調査の日は、委託先の事業者から本人や立会いの家族に電話をして事前に調整します(電話では最初に区から委託された

調査であることを説明します)。

当日、調査員は区からの委託証明書を持参しています。

介護保険課調査係 ☎(3647)9497

オープン前 記念セミナー

10月に開設する「こうとう若者・女性ごとセンター」のオープンに先駆け、記念セミナーを実施します。

【若者(39歳以下)向け】

時 9月29日(火)午前10時～正午(受付午前9時半～)

【人 就職・転職を希望する39歳以下の方30人(申込順)】

【内 モチベーション、コミュニケーションセミナー】

【師 齋藤ただし(研修トレーナー 兼キャリアカウンセラー)】

【女性向け】

時 9月25日(金)午前10時～正午(受付午前9時半～)

【人 就職・転職を希望する女性30人(申込順)】

【内 自分を魅せる! ビジスマナー&印象力UP講座】

【師 内海典子(就職セミナー講師)】

【企業向け】

時 9月29日(火)午後1時半～3時半(受付午後1時～)

【人 新卒および中途採用を検討する区内中小企業の経営者および関係者】

動物愛護週間

動物は愛情を持って終生飼育を

9月20日(日)～26日(土)

9月20日(日)～26日(土)は、動物愛護週間です。この機会に、私たちが飼っている動物、身近にいる動物たちについて、考えてみましょう。

動物は正しく終生飼育

動物を飼育する場合は、その習性や生理をよく理解し、愛情を持って終生飼育する責任があります。犬を飼う場合は必ず飼いの登録をし、健康管理に気を配りましょう。また、狂犬病の予防注射を年1回(4月～6月)必ず受けさせましょう。

去勢・不妊手術

繁殖を望まない場合は施しましょう。去勢・不妊手術をする

と性質がおとなしくなり、扱いやすくなるなどのメリットがあります。

犬の散歩はルールを守って

犬の散歩をするときは、リードできちんとつなぎましょう。トイレは散歩の前に家ですませ

び人事企画担当者30人(申込順 ※1社につき2人まで)

【人 人材募集・採用時の実務と法律知識】

【師 佐川陽子(佐川社会保険労務士事務所所長)】

※いずれも 場 亀戸文化センター 15階第1研修室(亀戸2-19-11カメリアプラザ内)

【申 9月15日(火)から電話で、こうとう若者・女性ごとセンター事務局 0120(233)260 経済課雇用推進担当 ☎(3647)8581

ましよう。散歩中にオシッコをしてしまったときは水で流し、フンをしたときは家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。

身元の表示

飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他の動物には名札等を付けましょう。

災害に備えて

災害が発生した場合、まずは人命第一です。飼い主が無事であれば動物は災害を乗り越えられません。避難することになったときは、事情の許す限り動物を同行してください。普段から人や他の動物を怖がらない、トイレは決められたところでするなどのしつけをしておきましょう。

動物のための防災用品(ケージやリード、3日分以上の食料と水など)も用意しましょう。

【保 保健所生活衛生課生活衛生係 ☎(3647)5844

マザーズ再就職支援セミナー

子育てママの再就職準備講座

出産などを機に退職した方で、育児をしながら就労を希望する女性を対象に、「育児と仕事の両立」を目指すセミナーです。再就職に必要な心構えや働くための準備チェック、就職活動のスケジュールや進め方などの情報を講義形式で提供します。

【時】10月21日(水)・22日(木) 午後2時～4時(全2回) 場 総合区民センター(大島4-5-1) 【人】育児と仕事の両立を目指す方で、両日とも参加できる方25人(申込順) 【費】無料

【内】就職活動の始め方、子育てママへのエール、これぞ

大丈夫!! 応募書類の作成方法

【師】伊藤真利江(ハローワーク木場就職支援ナビゲーター)

【保】2歳、就学前児童10人程度(申込順・無料。10月5日(月)までに要予約※定員になりしだい終了) ※お子さんを連れての参加はできませんので、定員を超えた場合は、各自対応のうえご参加ください。

【申】9月15日(火)から電話で経済課雇用推進担当 ☎(3647)8581

高齢者世帯への民間賃貸住宅あっせん

10月は窓口相談日を火・木曜に増設

区では毎週火曜に、住宅に困りの高齢者世帯の方を対象に、不動産団体の会員(不動産屋さん)が相談窓口で民間賃貸アパートや賃貸マンションの空き室情報をご案内しています。

国が定める10月の「住生活月間」にあわせて、区では10月の第2から第5木曜まで毎週木曜にも相談窓口を臨時開設します。

この窓口では建替え等により転居を求められている方や、区外から江東区内に住む親族の近くに転居先を求める方等から、希望するお部屋の条件を聞き、空き室の情報を提供します。

希望に合う部屋があれば、空き室を見るなどし、条件が合えば契約していただきます。

【時】毎週火曜および10月8日・15日・22日・29日(木)の午後1時～4時(予約制※随時受付中)

【場】住宅課(区役所5階2番窓口隣) 【人】区内在住で65歳以上の一人暮らしで自分で日常生活が可能な方、または65歳以上の方を含む60歳以上の自分で日常生活が可能な方で構成する世帯

【相談員】江東区居住支援協議会(宅地建物取引主任者) 電話で住宅課住宅指導係 ☎(3647)9473

人権週間をむけて②

障害者差別の解消に向けて

障害者差別解消法が平成28年4月に施行

電車やバスに乗っていると、車いすを利用する人や、白い杖を持った視覚障害のある人を見かけることも多いと思います。他にもお店や職場、学校など、さまざまな場所で障害のある人となない人が共に社会生活を営んでいます。

しかし、一方では障害のある人に対する心ない差別や、さまざまな社会的障壁が今も多く残されています。こうした差別や社会的障壁の解消を推進するために制定されたのが、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」です。

障害者差別解消法はどんな法律?

国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などが主な対象で、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」の禁止、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」をすることなどを求めています。

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したりするような行いは、「不当な差別的取扱い」にあたります。

例えば、車いすを利用しているという理由で入店を断られた、障害を理由にアパートを貸してもらえなかったなどが該当します。

「合理的配慮」とは、障害のある人が、社会生活で受けるさまざまな制限をまたらす社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

具体的には、駅で車いす利用者の手助けをする、聴覚障害のある人には筆談をする、視覚障害のある人にはメニューを読み上げるなどが挙げられます。

一人ひとりの理解が重要

この法律は、障害があってもなくても、だれもが分けへだてなくお互いを尊重し、安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目指しています。

この共生社会を実現するためには、皆さんの理解が重要です。職場や学校、地域で、障害のある人のために何ができるのかを考えてみましょう。

【障害者差別解消法に関する問合せ先】

障害者支援課施策推進係 ☎(3647)4749

人権推進課人権推進担当 ☎(3647)1164

【振り込め詐欺から高齢者を守る「自動通話録音機」の無償貸与 申込受付中(先着順)】こうとう区報7/11号で募集した「自動通話録音機」は、応募数が定数に満たなかったため、先着順で申し込みを受け付けています※数に限りがありますので、事前にお問い合わせください 【人】原則、区内在住で65歳以上の方が居住されている世帯 【場】危機管理課防犯担当 ☎3647-4399